

# 資 料 編

1 不当労働行為（不公正労働行為）事件数

(1) 不公正労働行為事件（昭和21年～昭和24年）

区分 年別	取扱件数							終結件数						次年 繰越 件数		
	前 年 繰 越 し	新規申立て				計	合 計	処 罰 請 求	打 切 り	勸 告 和 解	自 主 解 決	警 告	合 計			
		申立人別													該当法条別	
		組 合	個 人	組 合・ 個人	職 権										旧 労 組 法 十 一 条	旧 労 調 法 旧 十 四 条
昭21		1				1	1			1		1				
22			2	1		2	3			2	1	3				
23		1	1		2	3	4	1	1		1	3	1			
24	1	2	1		1	4	4		1	2	1	5				
計	—	4	4	1	3	10	12	—	1	2	5	3	1	12	—	

(2) 不当労働行為事件（昭和24年～平成28年）

区分 年別	取扱件数													終結件数						次年 繰越 件数																
	前 年 繰 越 し	新規申立て												合 計	取下・和解			命令・決定			合 計															
		申立人別			労働組合法第7条該当号別										小 計	取 下 げ	和解		救済			棄 却	却 下													
		組 合	個 人	組 合・ 個人	1	2	3	4	1・ 2	1・ 3	1・ 4	2・ 3	1・ 2・ 3				無 関 与	関 与	全 部					一 部	棄 却	却 下										
昭24		3	1		2								2									4	4	1	2							3	1			
25	1	1	5		5								1										6	7	1		3	1					7			
26		1	1		1																	2	2	1	1								2			
27		1	2		1								1										3	3		1	1							2	1	
28	1	1	2		1								2										3	4	1		1	1						3	1	
29	1	1											1										1	2	1									1	1	
30	1	3	1		1		2						1										4	5	1	2	2							5		
31			1		1																		1	1				1						1		
32		1			1																		1	1										1		
33			1		1																		1	1										1		
34		7				1	2						2										7	7			2	1	1						4	3
35	3	2					1						1										2	5		1	4							5		
36		3				1							1		1								3	3		1	1							2	1	
37	1	2			1								1										2	3	1	1	1							3		
38		4	1		1		3																5	5		3			1	1				5		
39		1	1		2																		2	2			1							1	1	
40	1	2											1										2	3			1							1	2	
41	2	2		1									3										3	5				1						1	4	
42	4	1		4	4																		5	9			1(1)							1	8	
43	8	2		2	1	1							1	1									4	12	2		1	1						4	8	
44	8	4		8	10		1						1										12	20		1	3							4	16	
45	16	1	1	3	1								4										5	21		11	1							12	9	
46	9			1	1																		1	10		2								2	8	
47	8																							8		1	1	1(1)						3	5	
48	5	2		2	2																		4	9		2	1							3	6	
49	6	5		2	1	4							1										7	13		2	1			1				4	9	
50	9	4		1		1							3										5	14		1	1	1	1					4	10	
51	10	1		2	1		1						1										3	13		1	1	3						5	8	
52	8	2	1	1	1								2										4	12	1									1	11	
53	11	3					1						1										3	14			6								6	8
54	8	8		1	1	2	2						1	2									9	17	2										2	15

区分 年別	取扱件数													終結件数						次 年 繰 越 件 数				
	前 年 繰 越 し	新規申立て											合 計	取下・和解		命令・決定					合 計			
		申立人別			労働組合法第7条該当号別									小 計	取 下 げ	和解		救済				棄 却	却 下	
		組 合	個 人	組 合 ・ 個 人	1	2	3	4	1 ・ 2	1 ・ 3	1 ・ 4	2 ・ 3				1 ・ 2 ・ 3	無 関 与	関 与	全 部					一 部
昭55	15	4		1					1		2		4	19	1	2	4					7	12	
56	12	3	1	1		1			2		1	1	5	17	1				2				3	14
57	14	5					1		2		1	1	5	19	2	2	2		1				7	12
58	12	9				1	2		1	3		2	9	21		2	2						4	17
59	17	11		1	2	7	2					1	12	29	4	6	5						15	14
60	14	2			1				1				2	16		3	2	1					6	10
61	10	4		1	1	1			1		1	1	5	15	2		3						5	10
62	10	7			1				2			4	7	17		1	1	1					3	14
63	14	3					2		1				3	17				1					1	16
平元	16	3			1	1			1				3	19		1		6					7	12
2	12													12			4						4	8
3	8													8					1				1	7
4	7	2				1			1				2	9										9
5	9	1				1							1	10		1		1					2	8
6	8			1					1				1	9										9
7	9													9					1				1	8
8	8	1										1	1	9										9
9	9	2				2							2	11	1		1						2	9
10	9	4							1			3	4	13			2						2	11
11	11	4			1				2		1		4	15										15
12	15	2										2	2	17	1			1					2	15
13	15													15	1		4	2					7	8
14	8													8						1			1	7
15	7	1			1								1	8										8
16	8													8					1				1	7
17	7	2									2		2	9	1								1	8
18	8													8					1				1	7
19	7	1							1				1	8	4							3	7	1
20	1	1			1								1	2						2			2	
21		1			1								1	1				1					1	
22																								
23		1										1	1	1				(1)	1(1)				1	
24		1									1		1	1			1						1	
25		1			1								1	1										1
26	1	1										1	1	2				1					1	1
27	1	1							1				1	2			1						1	1
28	1		3				1		2				3	4				(1)	1(1)			3	4	
計	—	146	22	32	46	27	25	1	8	51	1	13	28	200	—	29	50	66	30	13	6	6	200	—

注) 括弧内の数字は、審査を分離し終結した件数である。

2 命令決定事件一覧表（命令決定年月日順）

整理番号	事件番号	申立人		申立年月日	終結年月日	処日理数	労組法第7条該当号	請求する救済の内容	終結状況	不服申立状況
		組合	個人							
1	昭和24(不)7	○		24. 8. 31	25. 5. 30	273	1・3	解雇取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、組合問題は必ず協議すること	棄却	再審査(労)
2	25(不)4		2	25. 3. 18	25. 7. 5	110	1	原職復帰	全部救済	—
3	25(不)3		1	25. 2. 17	25. 8. 5	170	1	解雇取消、原職復帰、命令確定までの身分保証、支配介入の排除	棄却	—
4	27(不)3	○		27. 12. 24	28. 3. 9	76	1・3	解雇取消、職場転換の取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、ポストノーティス	全部救済	—
5	31(不)1		1	31. 8. 11	31. 10. 11	62	1	原職復帰、バックペイ	全部救済	—
6	34(不)4	○		34. 4. 13	34. 9. 25	166	1・3	解雇取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、ポストノーティス	一部救済	行訴(使)
7	34(不)1	○		34. 3. 6	34. 9. 30	209	2	団交応諾	全部救済	再審査(使)
8	38(不)1	○		38. 3. 13	38. 9. 30 (併合)	202	3	支配介入の排除、ポストノーティス	一部救済	再審査(使)
9	38(不)2	○		38. 3. 15		200	3	支配介入の排除、ポストノーティス	棄却	再審査(労)
10	39(不)2	○		39. 6. 4	41. 10. 14	863	1	新会社への採用、原職復帰、バックペイ	全部救済	再審査(使)
11	42(不)1	○	1	42. 1. 16	43. 9. 28	622	1	処分取消、原職復帰、不利益取扱禁止、ポストノーティス	全部救済	—
12	41(不)1	○		41. 3. 28	47. 11. 15	2,425	1・3	転勤の取消、昇給昇格の遡及実施、支配介入排除、不利益取扱禁止、ポストノーティス	全部救済	行訴(使)
13	49(不)7	○		49. 8. 31	49. 12. 27	119	1・2・3	不利益取扱禁止、団交応諾、支配介入の排除、ポストノーティス	一部救済	再審査(使) (労)
14	45(不)5	○	1	45. 12. 12	50. 2. 26	1,538	1・3	解雇取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、ポストノーティス	全部救済	行訴(使)
15	50(不)2	○		50. 1. 31	50. 3. 21	50	2	団交応諾	全部救済	—
16	49(不)4	○		49. 5. 2	51. 9. 27	880	1・2	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、団交応諾、ポストノーティス	全部救済	行訴(使)

整理 番号	事件番号	申立人		申立 年月日	終 結 年月日	処 理 数	労組法 第7条 該当号	請求する救済の内容	終結状況	不服申立 状 立 況
		組合	個人							
17	50(不)3	○		50. 4. 4	51. 9. 27	543	1・3	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、ポストノーティス	全部救済	—
18	48(不)2	○	1	48. 4. 12	51. 10. 15	1,283	1	処分取消、不利益取扱禁止	一部救済	行 訴(使)
19	昭和54(不)1	○		54. 6. 21	56. 3. 28 (併合)	647	3	支配介入の排除、ポストノーティス	一部救済	行 訴(使)
20	54(不)5	○		54. 9. 10		566	1	支配介入の排除、ポストノーティス	一部救済	
21	52(不)4		8	52. 9. 20	57. 6. 28	1,743	1・3	配転命令の撤回、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、ポストノーティス	一部救済	再審査(使)
22	59(不)2	○		59. 5. 24	60. 5. 16	358	2	団交応諾、ポストノーティス	全部救済	—
23	59(不)11	○		59. 10. 4	62. 12. 10	1,163	1	処分取消、ポストノーティス	全部救済	—
24	62(不)7	○		62. 12. 23	63. 12. 27	371	2	団交応諾	全部救済	—
25	62(不)1	○		62. 6. 26	元. 5. 31 (併合)	706	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、ポストノーティス	全部救済	再審査(使)
26	62(不)2	○		62. 7. 9		693	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、ポストノーティス	全部救済	
27	62(不)3	○		62. 8. 3		668	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、ポストノーティス	全部救済	
28	62(不)6	○		62. 11. 18	元. 6. 22	583	1・3	夏季手当減額措置の撤回、ポストノーティス	全部救済	再審査(使)
29	62(不)5	○		62. 11. 18	元. 8. 11	633	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、夏季手当減額措置の撤回、ポストノーティス	全部救済	再審査(使)
30	63(不)2	○		63. 2. 19	元. 11. 9	630	3	支配介入の排除、ポストノーティス	全部救済	再審査(使)
31	63(不)1	○		63. 2. 2	2. 2. 23	753	3	支配介入の排除、ポストノーティス	全部救済	再審査(使)
32	平成元(不)1	○		元. 1. 26	2. 5. 25	485	3	支配介入の排除、ポストノーティス	全部救済	再審査(使)
33	元(不)3	○		元. 3. 14	2. 9. 4	540	2	団交応諾、ポストノーティス	全部救済	—
34	昭和62(不)4	○		62. 8. 3	2. 12. 21	1,237	1・3	勤務指定等の撤回、ポストノーティス	全部救済	再審査(使)

整理番号	事件番号	申立人		申立年月日	終結年月日	処日理数	労組法第7条該当号	請求する救済の内容	終結状況	不服申立状況
		組合	個人							
35	63(不)3	○		63.11.22	3.3.25	854	1・3	不利益取扱禁止、支配介入の排除、ポストノーティス	一部救済	行訴(使)
36	平成4(不)2	○		4.6.1	5.9.28	485	3	支配介入の排除、ポストノーティス	全部救済	再審査(使)
37	6(不)1	○	1	6.6.6	7.7.31	421	1・3	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、ポストノーティス	一部救済	—
38	平成10(不)1	○		10.5.8	12.3.6	669	1・2・3	団交応諾、脱退強要禁止、不利益取扱禁止、出向の取消、支配介入の排除	全部救済	—
39	11(不)1	○		11.1.13	13.6.21 (併合)	891	2	団交応諾	全部救済	行訴(使)
40	11(不)2	○		11.4.20		794	1・4	原職復帰、バックペイ、不利益取扱禁止	全部救済	
41	4(不)1	○		4.3.25	14.3.27	3,655	1・3	昇進差別の是正、バックペイ、支配介入の排除、ポストノーティス	棄却 (一部却下)	再審査(労)
42	15(不)1	○		15.11.4	16.11.18	381	2	団交応諾、ポストノーティス	一部救済	再審査(使)
43	17(不)2	○		17.7.14	18.6.15	337	2・3	脱退強要の禁止、支配介入の排除、団交応諾、ポストノーティス	一部救済	再審査(使)
44	昭和48(不)4	○	1,394	48.10.9	19.2.27	12,195	1・2・3	バックペイ、不利益取扱禁止、支配介入の排除、ポストノーティス	却下 (一部取下げ)	—
45	50(不)1	○	14	50.1.14		11,733	1・3	処分取消、不利益取扱禁止、支配介入の排除、ポストノーティス	却下 (一部取下げ)	—
46	51(不)3	○	19	51.6.2		11,228	1・3	処分取消、不利益取扱禁止、支配介入の排除、ポストノーティス	却下 (一部取下げ)	—
47	51(不)1	○	1	51.1.28	19.6.25	11,472	1	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、ポストノーティス	取下げ (一部却下)	—
48	52(不)2	○	3	52.8.18		10,904	1	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、ポストノーティス	取下げ (一部却下)	—
49	56(不)1	○	3	56.2.27		9,615	1・3	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、ポストノーティス	取下げ (一部却下)	—
50	61(不)1	○	2	61.2.10		7,806	1	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止	取下げ (一部却下)	—

整理番号	事件番号	申立人		申立年月日	終結年月日	処日	理数	労組法第7条該当号	請求する救済の内容	終結状況	不服申立状況
		組合	個人								
51	19(不)1	○		19. 6. 6	20. 6. 30		391	1・2	不利益取扱禁止、誠実団交応諾	棄却	再審査(労)
52	20(不)1	○		20. 1. 4	20. 6. 30		179	2	団交応諾、ポストノーティス	棄却	—
53	21(不)1	○		21. 6. 22	21. 12. 11		173	2	団交応諾、ポストノーティス	全部救済	—
54	23(不)1	○		23. 2. 9	23. 6. 20		132	2	団交応諾、ポストノーティス	全部救済	—
					23. 9. 13		217	1・3	不利益取扱禁止、年末一時金支給、支配介入の排除、ポストノーティス、謝罪	一部救済	—
55	25(不)1	○		25. 5. 31	26. 1. 26		241	2	団交応諾	全部救済	再審査(使)
56	27(不)1	○		27. 9. 1	28. 2. 26		179	2	団交応諾	全部救済	—
					28. 9. 30		396	1	不利益取扱禁止、原職復帰、バックペイ、和解協定の履行	一部救済	再審査(使)
57	28(不)1		○	28. 6. 23	28. 12. 8		169	1・3	不利益取扱禁止、ポストノーティス	却下	再審査(労)
58	28(不)2		○	28. 7. 19	28. 12. 8		143	1・3	不利益取扱禁止、ポストノーティス	却下	再審査(労)
59	28(不)3		○	28. 7. 19	28. 12. 8		143	4	労働委員会事務への介入の排除、ポストノーティス	却下	再審査(労)

- (注) 1 「請求する救済の内容」欄のポストノーティスは、文書掲示を意味し、文書交付や文書の新聞等への掲載を含む。  
2 「終結状況」欄の「全部救済」とは、命令書主文中に棄却又は却下部分を含まない場合をいう。  
また「一部救済」とは、命令書主文に救済部分の外、棄却又は却下部分を含む場合をいう。  
ただし、併合された事件については、各々の申立事件ごとの棄却又は却下部分の有無により表示している。







区分 年別	取扱総件数			取 扱 種 別																															
				あ っ せ ん									調 停						仲 裁																
	件 数			取 扱 結 果						件 数			取 扱 結 果						件 数			取 扱 結 果													
	繰越し	新 規	計	繰越し	新 規	計	規 65	移 管	取 下げ	解 決	打 切り	繰越し	繰越し	新 規	計	規 70	移 管	取 下げ	解 決	不 調	打 切り	繰越し	繰越し	新 規	計	規 79	移 管	取 下げ	裁 定	打 切り	繰越し				
8	2	6	8	1	5	6			2	2		2	1	1	2					1	1														
9	2	9	11	2	9	11			2	7	1	1																							
10	1	7	8	1	6	7			6	1				1	1			1																	
11		4	4		4	4			1	2	1																								
12		4	4		3	3			1	2				1	1																				
13		3	3		3	3						3																							
14	3	8	11	3	8	11			4	5		2																							
15	2	6	8	2	5	7			1	4	2			1	1						1														
16		4	4		4	4						4																							
17	4	3	7	4	3	7			1	2	2	2																							
18	2	3	5	2	3	5			1	3	1																								
19		2	2		2	2				1	1																								
20		1	1		1	1					1																								
21		2	2		2	2					1	1																							
22	1	2	3	1	2	3	1			2																									
23																																			
24		2	2		2	2			1		1																								
25																																			
26		5	5		5	5			2	3																									
27																																			
28																																			
合計	64	(54)973	(54)1,037	52	(49)905	(49)957	6	218	(28)438	(21)243	52	9	(5)65	(5)74	2	12	(5)31	14	6	9	3	3	6				1	2			3				

注) 1 ( ) 書きは、職権調整事件数 (内数) を表す。

2 「取扱結果」欄の「規65Ⅱ」、「規70Ⅱ」及び「規79」は、それぞれ労働委員会規則第65条第2項、第70条第2項及び第79条による処理件数を表す。

4 個別労働関係紛争のあっせん事件数（平成14年～平成28年）

区分 年別	取扱件数			取扱結果					翌年繰越し
	前繰越し	新規	計	解決	取下げ	打ち切り	不開始	計	
平 14		5	5	3	1			4	1
15	1	2	3		2	1		3	
16		2	2	2				2	
17		7	7	6	1			7	
18		1	1			1		1	
19		2	2	1	1			2	
20									
21		1	1		1			1	
22		2	2	1		1		2	
23		2	2				1	1	1
24	1	3	4	3			1	4	
25		3	3	1		1		2	1
26	1	1	2	2				2	
27		8	8	1		5	1	7	1
28	1	4	5			4	1	5	
合計	—	43	47	20	6	13	4	43	—

注) 岩手県労働委員会では、平成14年8月から「個別労働関係紛争のあっせん」業務を行っている。

**第2次 岩手県労働委員会活性化計画  
(平成28～30年度)**

**平成28年4月**

**岩手県労働委員会**

**第2次 岩手県労働委員会活性化計画**  
(平成28～30年度)

**目 次**

<b>1 労働委員会の現状と課題について</b>	<b>1</b>
(1) 取扱件数の現状	1
(2) 本県労働委員会活性化のこれまでの取組状況	3
(3) 本県労働委員会の課題	5
<b>2 第2次岩手県労働委員会活性化計画について</b>	<b>6</b>
(1) 計画の趣旨及び基本方針	6
(2) 計画期間	6
(3) 成果の検証と次年度実施計画の策定	6
(4) 計画の取組目標及び平成28年度実施計画の取組内容	6

## 1 労働委員会の現状と課題について

### (1) 取扱件数の現状

近年の労使紛争は、全国的に、労働組合の組織率の低下等から、集団的労使紛争が、低いレベルで推移する一方、非正規労働者の増加等による雇用形態の多様化やハラスメントの顕在化等から、個別労働関係紛争へと比重が移行しているが、本県労働委員会における事件の取組件数は、近年は年間1桁台と低水準で推移してきた。

こうした中で、本県労働委員会への労働相談件数は、平成25年度に労働相談専用フリーダイヤルを開設して以降大幅に増加したが、岩手県労働委員会活性化計画の期間を通じた積極的なPR活動等の取組により、平成27年度の労働相談件数がさらに大きく増加するなど増加傾向が継続しているほか、平成27年度の個別労働関係紛争に係る申請件数が大幅な増加を示している。

- ① **岩手県内の状況** 本県の労働委員会その他関係機関で取り扱った労使問題の件数は、表1のとおりであり、労働委員会の取扱件数は、審査事件、調整事件とともに数件にとどまっている。また、個別労働関係紛争あっせん事件については、平成27年度において取扱件数が上向いているが、他の関係機関と比べて少ない状況にある。

表1 労働委員会その他関係機関の取扱件数（岩手県）

年 度	岩 手 県 労 働 委 員 会				岩手労働局（紛争調整委員会あっせん）	盛岡地方裁判所（労働審判）
	不当労働行為事件	労働争議調整事件	個別紛争あっせん事件	相談件数		
24	1	2	5	95	43	10
25	1	2	1	202	59	7
26	1	5(2)	1	191	46	10
27	2(1)	0	9	322	52	10

(注) 括弧内の数値は、前年度からの繰越分であり、内数である。

- ② **北海道・東北各県の状況（個別労働関係紛争あっせん事件）** 個別労働関係紛争のあっせん事件についての北海道・東北各県における取扱件数は表2のとおりであり、本県は、ブロック内の各県と比べ少ない方であったが、平成27年度においては同程度の水準となっている。

表2 北海道・東北各県における個別労働関係紛争あっせん事件の取扱件数

年 度	北海道	青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県
24	24	8	5	2	9	2	0
25	30	5	1	5	4	1	0
26	25	2	1	5	6	1	3
27	25	3	9	10	3	7	6

③ 先進県の状況（個別労働関係紛争あっせん事件及び労働審判） 個別労働関係紛争に係る労働委員会及び労働局のあっせん事件と労働審判の件数について、本県労働委員会と比較して委員数・事務局職員数において同程度の規模で、新規係属事件が多い県の状況をみると、取扱件数は表3～5のとおりとなっている。

これらのいわゆる先進県においては、労働委員会のあっせん事件の件数が、労働審判件数を上回ったり、あるいは、労働局あっせん件数に近づいている県もある。

表3 労働委員会個別労働関係紛争あっせん事件の取扱件数

年 度	新潟県	鳥取県	島根県	徳島県	高知県	岩手県	全 国
24	9	29	11	21	24	5	338
25	17	25	7	45	15	1	376
26	11	32	3	40	18	1	358
27	16	29	10	14	14	9	370

表4 労働局あっせん事件の取扱件数

年 度	新潟県	鳥取県	島根県	徳島県	高知県	岩手県	全 国
24	66	42	40	46	34	43	6,047
25	46	32	23	52	36	59	5,712
26	66	40	23	31	31	46	5,010
27	60	32	30	18	26	52	4,775

表5 労働審判の取扱件数

年 度	新潟県	鳥取県	島根県	徳島県	高知県	岩手県	全 国
24	27	8	5	9	5	11	3,660
25	46	18	6	20	7	7	4,565
26	17	2	5	11	8	10	3,416
27	16	6	7	11	10	10	3,679

## (2) 本県労働委員会活性化のこれまでの取組状況

平成16年1月、個別労働関係紛争に係る労働相談について調査検討することを目的として「個別労働関係紛争に係る労働相談検討委員会」が設置され、その後、平成25年1月の定例総会において、名称を「活性化検討委員会」に改め、さらなる活性化の取組を進めることとなった。平成25年3月、活性化計画を策定し、表6のとおり様々な活性化に関する取組を進めてきた。

表6 本県労働委員会活性化のこれまでの取組

区分	内容
県民の認知度を高める取組	県HPトップページへのリンク、内容の充実・強化、マスメディアを活用した情報発信、求人誌を活用した情報発信、労働委員会独自の方法による情報発信（労働委員会独自のポスターやチラシ、のぼり旗、バス車内広告）、記者会見の活用、出前講座の実施（学校での出前講座、経営者を対象とした労働相談の強化を含む）、新聞における労働相談Q&Aの連載、労働相談専用フリーダイヤルの設置・愛称の設定、関係機関と合同による無料労働相談会の実施、経営者を対象とした労働相談の強化（出前講座と併せて実施）、委員による月例無料労働相談会の実施、委員による出前無料労働相談会の実施
資質の向上・体制の充実を図る取組	個別あっせんの進め方の簡素化、不当労働行為の審査の目標期間の達成、現地あっせんの実施、ブロック総会等議題勉強会、ブロック協議会研修会、審査・あっせん等終結事案研修会、委員による講話等、労働相談の概要に係る定例総会での報告、委員派遣研修等、事務局研究会、事務局職員研修
関係機関と連携する取組	関係機関と合同による無料労働相談会<再掲>、知事部局や労働局主催の会議への参加、岩手労働局と個別あっせんでの連携強化

こうした取組の中で、特徴的な取組としては、次のようなものが挙げられる。

- ① **制度周知の取組** 労働委員会の認知度向上に向けた制度周知の取組として、本県労働委員会が独自に作成した、公労使三者構成の特長等を掲載するポスター・チラシやのぼり旗を、ハローワークや商工団体等の関係機関、スーパー、コンビニ等に広く掲示、配架などするとともに、広報媒体やホームページ、就職情報誌などを活用したPRを積極的に行った。
- ② **県民サービスの向上につながる取組** 制度周知と併せて、特に県民サービスの向上につながる取組として、「労働相談専用フリーダイヤル」を引き続き運用するとともに、委員が県内12地区に出向いて土日に開催する「出前無料労働相談会」、労働者・経営者団体に出向いて紛争解決のポイント等を紹介する「出前講座」を



実施したほか、遠隔地にある事業所所在地での「現地あっせん」や「夜間あっせん」を実施するなど、県民の利便への配慮にも努めた。

- ③ **労働委員会制度創設70周年を契機とした取組** 平成27年度が労働委員会制度創設70周年となるのを契機として、平成27年10月の「個別労働紛争処理制度周知月間」に合わせ、「月例無料労働相談会」、「学校での出前講座」を開始した。また、同周知月間の取組として、県内大手バス会社2社の路線バス全車両への「バス車内広告」も実施した。
  
- ④ **労働委員会内部における情報共有等の取組** 労働委員会内部における取組としては、資質の向上に向けて、終結した事件についての委員間の情報共有やノウハウの蓄積に資する「審査・あっせん等終結事案研修会」や、労働相談の概要の定例総会への月例報告を開始するとともに、「委員による講話」を年間3回開催することとした。

### (3) 本県労働委員会の課題

労働委員会は、昭和21年3月の制度創設以来、集団的労使紛争の唯一の専門的な解決機関として長い歴史を有するところであるが、本県労働委員会が個別労働関係紛争を取り扱うことになったのは、平成14年8月の条例施行後であり、比較的歴史が新しいところである。

このような中で、近年は全国的に、労働組合の組織率の低下等から集団的労使紛争が減少し、個別労働関係紛争の比重が増してきている。

こうしたことから、労働者個人あるいは小規模の事業者をはじめとした県民への労働委員会制度の一層の周知を図り、認知度の向上を図ることが、重要な課題となっており、引き続き、労働委員会の三者構成の良さを中心に積極的なPR等を推進し、県民にとってより身近で利用しやすい機関となるよう努めていく必要がある。

以下に、上記のような労働委員会制度の周知の推進をはじめ、本県労働委員会の課題を示すこととする。

- ① **労働委員会制度の周知の推進** 利用者となるべき労働者、労働組合、使用者の労働委員会に対する認知度が低いことから、県民に対する労働委員会制度の一層周知の推進が求められている。
- ② **委員及び職員の更なる資質向上** 非正規雇用の増加等による雇用環境の変化、個別労働関係紛争の増加など、複雑、多様化する労働問題に適切に対応するため、委員及び職員の更なる資質の向上が求められている。
- ③ **関係機関との連携の推進** 活性化の取組を効果的に進めるにあたって、労働局等の他の機関との連携の推進が求められている。
- ④ **社会環境変化に対応した取組** 労働組合組織率の低下や非正規雇用の増加等による雇用環境の変化、労働法制の見直しの動き、個別労働関係紛争の増加など、労働委員会を取り巻く環境の変化への適切な対応が求められている。
- ⑤ **労働局あっせん打切り事案への対応** 岩手労働局のあっせんが打切りになった場合、労働委員会のあっせん制度を紹介してもらうなどの連携強化の取組を進めているが、解決が難しい事例が多く見受けられることから、こうした事案への適切な対応が求められている。

## 2 第2次岩手県労働委員会活性化計画について

### (1) 計画の趣旨及び基本方針

本県労働委員会の活性化については、これまでも計画的に取り組んできたところであるが、今後においても、引き続き計画的にその取組を推進し、不断の改善に努めていく必要がある。

こうした考え方から、「第2次岩手県労働委員会活性化計画」を策定し、この計画に基づき、継続して、労働委員会制度の周知をはじめとする各分野の取組を積極的に実施していくものとする。

また、計画の基本方針は、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、引き続き、次のとおりとすることとし、労働委員会を取り巻く社会環境の変化等にも柔軟に対応していくものとする。

- 県民にとってより身近で利用しやすい組織となるよう、労働委員会に対する**県民の認知度を高める取組**を推進する。
- 認知度が高まることにより、労働委員会に持ち込まれる多様な労使の問題に対応できるよう、委員及び職員の一層の**資質の向上・体制の充実を図る取組**を進める。
- これらの取組を効果的に推進するため、他の**関係機関と連携する取組**を強化する。

### (2) 計画期間

この計画の対象期間は、平成28年度から平成30年度までの3か年とする。なお、この計画における取組は、原則として3年間にわたり継続して実施することとし、毎年度、検証と見直しを行いながら、段階的に進めていくものとする。

### (3) 成果の検証と次年度実施計画の策定

この計画における取組は、原則として年内に実施することとし、翌年1月に活性化検討委員会を開催して、それぞれの成果を検証するとともに、必要な見直しを行って、次年度の活性化実施計画（以下「実施計画」という。）を策定するものとする。

### (4) 計画の取組目標及び平成28年度実施計画の取組内容

この計画の目標年次である平成30年度の取組目標と平成28年度実施計画の取組内容は、表7のとおりとする。

表7 第2次活性化計画の取組目標及び平成28年度実施計画の取組内容

区分	取組目標【H30】	平成28年度実施計画		取組実績																										
		H28	取組内容	H25	H26	H27																								
<b>I 県民の認知度を高める取組</b>																														
<b>1 わかりやすいホームページの作成</b>																														
県HPトップページへのリンク	年40回	35回	○ニュースリリース（県HPトップページ） ⇒アクセス数が多い県HPトップページにある「新着情報」や「カレンダー」などに情報を掲載し、労働委員会HPへの誘導を図る。	3	6	12																								
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>新着</th> <th>カレンダー</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月例無料相談会</td> <td>13(1)</td> <td>12(1)</td> <td>25(2)</td> </tr> <tr> <td>出前無料相談会</td> <td>4(4)</td> <td>3(3)</td> <td>7(7)</td> </tr> <tr> <td>出前講座</td> <td>2(2)</td> <td>0(0)</td> <td>2(2)</td> </tr> <tr> <td>個別労働紛争処理制度周知月間</td> <td>1(1)</td> <td>0(0)</td> <td>1(1)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>20(8)</td> <td>15(4)</td> <td>35(12)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	新着	カレンダー	計	月例無料相談会	13(1)	12(1)	25(2)	出前無料相談会	4(4)	3(3)	7(7)	出前講座	2(2)	0(0)	2(2)	個別労働紛争処理制度周知月間	1(1)	0(0)	1(1)	計	20(8)	15(4)	35(12)			
区分	新着	カレンダー	計																											
月例無料相談会	13(1)	12(1)	25(2)																											
出前無料相談会	4(4)	3(3)	7(7)																											
出前講座	2(2)	0(0)	2(2)																											
個別労働紛争処理制度周知月間	1(1)	0(0)	1(1)																											
計	20(8)	15(4)	35(12)																											
内容の充実・強化	年30回	24回	○ニュースリリース（労働委員会HP） ⇒ホームページの内容を充実強化するほか、構成を随時見直しする。	3	5	12																								
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月例無料相談会</td> <td>13(1)</td> </tr> <tr> <td>出前無料相談会</td> <td>4(4)</td> </tr> <tr> <td>出前講座</td> <td>2(2)</td> </tr> <tr> <td>個別労働紛争処理制度周知月間</td> <td>1(1)</td> </tr> <tr> <td>労働相談実績等</td> <td>2(2)</td> </tr> <tr> <td>フリーダイヤル</td> <td>2(2)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24(12)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	件数	月例無料相談会	13(1)	出前無料相談会	4(4)	出前講座	2(2)	個別労働紛争処理制度周知月間	1(1)	労働相談実績等	2(2)	フリーダイヤル	2(2)	計	24(12)											
区分	件数																													
月例無料相談会	13(1)																													
出前無料相談会	4(4)																													
出前講座	2(2)																													
個別労働紛争処理制度周知月間	1(1)																													
労働相談実績等	2(2)																													
フリーダイヤル	2(2)																													
計	24(12)																													
労働相談Q&Aの拡充	年1回	1回	○労働相談Q&Aの拡充（労働委員会HP） ⇒利用者が必要とする労働委員会制度等に関する情報を提供する <b>労働相談Q&amp;A（労働委員会HP）の毎年度の充実</b> を図る。	1	1	1																								
<b>2 情報発信の拡充</b>																														
マスメディアを活用した情報発信	年35回	30回	○県広報媒体の活用 ⇒県のテレビ・ラジオ番組・県広報紙（いわてグラフ）等を活用しながら、情報発信を推進する。	24	23	26																								
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>回数</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレビ</td> <td>4(3)</td> <td>労使トラブル2(2) 月例無料相談会1(0) 出前無料相談会1(1)</td> </tr> <tr> <td>ラジオ</td> <td>10(9)</td> <td>労使トラブル3(3) 月例無料相談会3(2) 出前無料相談会2(2) 出前講座1(1) 個別紛争周知月間1(1)</td> </tr> <tr> <td>いわてグラフ</td> <td>3(3)</td> <td>労使トラブル1(1) 月例無料相談会1(1) フリーダイヤル1(1)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	回数	内容	テレビ	4(3)	労使トラブル2(2) 月例無料相談会1(0) 出前無料相談会1(1)	ラジオ	10(9)	労使トラブル3(3) 月例無料相談会3(2) 出前無料相談会2(2) 出前講座1(1) 個別紛争周知月間1(1)	いわてグラフ	3(3)	労使トラブル1(1) 月例無料相談会1(1) フリーダイヤル1(1)															
区分	回数	内容																												
テレビ	4(3)	労使トラブル2(2) 月例無料相談会1(0) 出前無料相談会1(1)																												
ラジオ	10(9)	労使トラブル3(3) 月例無料相談会3(2) 出前無料相談会2(2) 出前講座1(1) 個別紛争周知月間1(1)																												
いわてグラフ	3(3)	労使トラブル1(1) 月例無料相談会1(1) フリーダイヤル1(1)																												

区分	取組目標【H30】	平成 28 年度実施計画			取組実績																												
		H28	取組内容		H25	H26	H27																										
			<table border="1"> <tr> <td>コンビニ</td> <td>3(3)</td> <td>出前無料相談会 3(3)</td> </tr> <tr> <td>新聞</td> <td>1(1)</td> <td>フリーダイヤル 1(1)</td> </tr> <tr> <td>データ放送</td> <td>2(2)</td> <td>労使トラブル 1(1) フリーダイヤル 1(1)</td> </tr> <tr> <td>SNS</td> <td>7(5)</td> <td>月例無料相談会 2(2) 出前無料相談会 2(1) フリーダイヤル 2(1) 個別紛争周知月間 1(1)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>30(26)</td> <td></td> </tr> </table>	コンビニ	3(3)	出前無料相談会 3(3)	新聞	1(1)	フリーダイヤル 1(1)	データ放送	2(2)	労使トラブル 1(1) フリーダイヤル 1(1)	SNS	7(5)	月例無料相談会 2(2) 出前無料相談会 2(1) フリーダイヤル 2(1) 個別紛争周知月間 1(1)	計	30(26)																
コンビニ	3(3)	出前無料相談会 3(3)																															
新聞	1(1)	フリーダイヤル 1(1)																															
データ放送	2(2)	労使トラブル 1(1) フリーダイヤル 1(1)																															
SNS	7(5)	月例無料相談会 2(2) 出前無料相談会 2(1) フリーダイヤル 2(1) 個別紛争周知月間 1(1)																															
計	30(26)																																
求人誌を活用した情報発信	年 12 回	12 回	<p>○無料広告掲載 ⇒求人情報誌に毎月広告を掲載（無料） 岩手・青森・秋田求人情報 月刊 Be-Job（毎月 20 日発行）</p>	12	12	12																											
労働委員会独自の方法による情報発信	随時	随時	<p>○県広報媒体以外の方法による情報発信 ⇒個別労働紛争周知月間を中心として、他の労使紛争解決機関との差別化（三者構成によるきめ細かな解決支援、無料、迅速等）が図られるような広告の実施 （テレビ広告・番組出演、列車中吊り広告、ポスター・チラシ、リーフレット、ポケットティッシュ）</p>	-	3	1																											
記者会見の活用	随時	1 回	<p>○プレスリリース（県政記者クラブでの会見） ⇒社会的に重要又は影響が大きい事項の発表については会長会見を実施する。</p>	1	-	1																											
記者クラブへの投げ込み	年 5 回	5 回	<p>○プレスリリース（記者クラブへの投げ込み） ⇒プレスリリースによる効果的な情報発信</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労働相談実績等</td> <td>2(2)</td> </tr> <tr> <td>出前無料労働相談会</td> <td>3(3)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5(5)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	回数	労働相談実績等	2(2)	出前無料労働相談会	3(3)	計	5(5)	1	2	5																			
区分	回数																																
労働相談実績等	2(2)																																
出前無料労働相談会	3(3)																																
計	5(5)																																
出前講座の実施	年 11 回	8 回	<p>○出前講座 ⇒学校については、専門学校に加え、<b>高校及び大学で実施</b>する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>取組目標</th> <th>H28 計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労働者団体</td> <td>1</td> <td>1(1)</td> </tr> <tr> <td>経営者団体</td> <td>3</td> <td>2(1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">学校</td> <td>高校</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>専門学校</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>大学</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>労使団体</td> <td>随時</td> <td>0(1)</td> </tr> <tr> <td>労働局</td> <td>1</td> <td>1(1)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11</td> <td>8(5)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	取組目標	H28 計画	労働者団体	1	1(1)	経営者団体	3	2(1)	学校	高校	3	専門学校	2	大学	1	小計	6	労使団体	随時	0(1)	労働局	1	1(1)	合計	11	8(5)	3	2	5
区分	取組目標	H28 計画																															
労働者団体	1	1(1)																															
経営者団体	3	2(1)																															
学校	高校	3																															
	専門学校	2																															
	大学	1																															
	小計	6																															
労使団体	随時	0(1)																															
労働局	1	1(1)																															
合計	11	8(5)																															
<b>3 労働相談の充実強化</b>																																	
労働相談専用フリーダイヤルの運用	通年	通年	<p>○労働相談専用フリーダイヤルの運用 ⇒専用のフリーダイヤルを運用し、気軽に相談できる体制を継続する。 （平日 8:30～17:15）</p>	1	継	継																											

区分	取組目標【H30】	平成 28 年度実施計画		取組実績		
		H28	取組内容	H25	H26	H27
フリーダイヤルの愛称の活用	通年	通年	○フリーダイヤルの愛称の活用 (H25. 4. 26 設定) ⇒「労働相談なんでもダイヤル」の広報 0120-610-797 (ろうどうでくな)	1	継	継
関係機関と合同による無料労働相談会の実施	年 2 回	1 回	○関係機関との合同労働相談会 ⇒労働局等の関係機関との合同での労働相談会を実施する。 (10 月)	1	1	1
経営者を対象とした労働相談の強化 (出前講座との併催等で実施)	年 1 回	1 回	○出前講座の際の労働相談 (経営者を対象) ⇒経営者が相談しやすい体制を強化するため、紛争解決制度や労働問題に関するセミナー等と労働相談会を同時に開催する。 (商工団体、小規模な企業団体等への周知を継続する)	1	1	-
委員による月例無料労働相談会の実施	年 12 回	12 回	○委員による月例無料労働相談会 ⇒労働問題に詳しく豊富な知識と経験のある公労使委員が、労使間の問題解決に向けて、毎月無料でアドバイスする。 (月 1 回、原則第 4 金曜日、13:15~14:45、1 人 45 分以内、予約制)	-	-	6
委員による出前無料労働相談会の実施	年 3 回 12 地区	3 回 12 地区	○委員による出前無料労働相談会 ⇒委員が、地域に出向いて出前の無料労働相談会を実施する。 (6 月、10 月、2~3 月)	3 12	3 12	3 12
<b>II 資質の向上・体制の充実を図る取組</b>						
<b>1 手続きの見直し、簡素化等</b>						
個別あっせんの進め方の簡素化及び手続の改善	随時	随時	○簡素化・改善 ⇒当事者が利用しやすいように個別あっせんの進め方の簡素化、手続の改善を図る。 ・個別労働関係紛争における冒頭及び終結時のセレモニーの簡素化 ・個別あっせんにおける終結時及び終結後の各当事者に対する対応の改善	1	1	7
不当労働行為の審査の目標期間の達成	通年	通年	○審査の目標期間 ⇒審査の迅速化のため、不当労働行為事件の審査の目標期間 (団交拒否事件 6 か月、通常事件 1 年) を達成する。 ※目標期間達成のための新たな取組 (1) 第 1 回調査期日の早期の設定 (30 日以内) (2) 申立事実の早期の整理 (できる限り第 1 回調査までに) (3) 代理人不在の場合の対応 (当事者への丁寧な説明と定型化) (4) 期日の複数回の一括設定 (2~3 回)	継	継	継
現地あっせん・夜間あっせんの実施	随時	随時	○現地あっせん、夜間あっせん ⇒当事者が希望する場合、盛岡以外の現地に出向いてあっせんを行う。 (当事者の希望や事情等を考慮)	-	2	1

区分	取組目標 【H30】	平成 28 年度実施計画		取組実績		
		H28	取組内容	H25	H26	H27
<b>2 委員及び職員 の資質向上</b>						
三者研修会	年 19 回	21 回	○三者研修会⇒継続して実施する。	4	4	19
(1) ブロック 総会等議題 勉強会	年 2 回	4 回	○ブロック総会研修課題勉強会 1(1) (4月) ○ブロック研修会研修課題勉強会 3(1) (7・9・10月) ⇒研修議題に係る委員全員による勉強会を実施し、委員及び職員の資質向上・情報共有を図る。	2	2	2
(2) ブロック 協議会研修 会	年 1 回	1 回	○ブロック研修会 (10 月) ⇒本県において円滑に開催する。	1	1	1
(3) 審査・あっ せん等終結 事案研修会	随時	随時	○審査・あっせん等終結事案研修会 ⇒審査・あっせん等終結事件の担当委員等が説明のうえ意見交換などを行う研修会を実施し、委員間の情報共有やノウハウの蓄積に資する。	-	-	6
(4) 委員によ る講話	年 3 回	3 回	○委員による講話 ⇒公労使委員が順次講師となり、それぞれの立場から巾広いテーマで講話を行う。 ・委員講師 3(3)	-	-	3
(5) 外部講師 による講話	年 1 回	1 回	○外部講師による講話 ⇒裁判所や労働局等から外部講師を招き、専門的見地からテーマで講話を行う。 ・外部講師 1(1)	1	1	1
(6) 労働相談 の概要に係 る定例総会 での報告	年 12 回	12 回	○労働相談の概要に係る定例総会での報告 ⇒労働相談専用フリーダイヤル等に寄せられた労働相談の事例等の概要を定例総会で報告し、各委員との情報共有を図るとともに、今後の相談対応等の参考とする。	-	-	6
<b>委員派遣研修</b>	年 8 名	8 名	○委員派遣研修 ⇒効果的な研修プログラムを活用して継続実施 ・公労使委員合同研修(中労委) 1(2) ・公労使委員個別紛争専門研修(中労委) 3(0) ・個別労働紛争解決研修応用研修(全基連) 3(0) ・労使関係セミナー 1(1)	3	7	3
<b>事務局職員派 遣研修</b>	年 9 名	9 名	○事務局職員派遣研修 ⇒効果的な研修プログラムを活用して継続実施 ・労働委員会事務局職員中央研修(中労委) 1(2) ・労働委員会事務局職員専門研修(中労委) 1(0) ・個別紛争専門研修(中労委) 1(0) ・個別労働紛争解決研修基礎研修(全基連) 0(3) ・個別労働紛争解決研修応用研修(全基連) 1(1) ・労使関係セミナー3(3) ・労働契約等解説セミナー2(2)	7	7	11
事務局研究会	年 1 回	1 回	○事務局研究会 ⇒労働相談等の実務に資するため、問題(基礎レベル)を解きながら、労働法の基本を学習する。 ・労働法勉強会 1(1)	2	2	1
事務局職員研 修	年 5 回	5 回	○事務局職員研修 ⇒局長及び課長が講師となり、業務課題や職員の育成に向けた講話を行う。 ・労働委員会事務局主催研修 1(1) ・局長による講話 2(2) ・課長による講話 2(1)	16	11	4

区分	取組目標【H30】	平成 28 年度実施計画		取組実績		
		H28	取組内容	H25	H26	H27
<b>Ⅲ 関係機関と連携する取組</b>						
関係機関と合同による無料労働相談会	年 2 回	1 回	○関係機関との合同労働相談会<再掲> ⇒労働局等の関連機関との合同での労働相談会を実施する。	1	1	1
知事部局や労働局主催の会議への参加	年 4 回	4 回	○必要な会議に参加 ⇒知事部局が主催する会議（就業支援員連絡会議）や労働局が主催する「岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会」への参加を通じ、相互の連携を密にし、紛争解決への支援・協力を進める。 ・就業支援員担当者情報交換会 1(1) ・岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会 1(1) ・広域振興局企画担当部（課）長会議 1(1) ・岩手労働局との合同研修 1(1)	3	3	4
岩手労働局と個別あっせんでの連携強化	随時	随時	○岩手労働局との連携強化 ⇒岩手労働局のあっせんが打切りになった場合、労働委員会のあっせん制度を紹介してもらう。	継	継	継

(注) 取組実績の H27 欄及び取組内容欄の括弧内は、平成 27 年 12 月末の実績である。



**岩手県労働委員会活性化計画の取組状況**  
**(平成 28～30 年度)**

**平成 28 年 12 月 31 日現在**

労働委員会活性化計画の取組状況（平成28～30年度）について

(H28.12.31 労働委員会事務局)

区分	取組内容			単位	目標			実績（見込）			備考
	28年度実績（見込）	29年度目標	30年度目標		28	29	30	28	29	30	
<b>I 県民の認知度を高める取組</b>											
<b>1 わかりやすいホームページの作成</b>											
県HPトップページへのリンク	<p>○ニュースリリース（県公式HP）(35)</p> <p>①月例無料労働相談会(25)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新着情報(13)</li> <li>・イベントカレンダー(12)</li> </ul> <p>②出前無料相談会(7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新着情報(4)</li> <li>・イベントカレンダー(3)</li> </ul> <p>③出前講座(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新着情報(2)</li> </ul> <p>④個別労働紛争処理制度周知月間(1)</p>	<p>○ニュースリリース（県公式HP）(35)</p> <p>①月例無料労働相談会(25)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新着情報(13)</li> <li>・イベントカレンダー(12)</li> </ul> <p>②出前無料相談会(7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新着情報(4)</li> <li>・イベントカレンダー(3)</li> </ul> <p>③出前講座(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新着情報(2)</li> </ul> <p>④個別労働紛争処理制度周知月間(1)</p>	<p>○ニュースリリース（県公式HP）(40)</p> <p>①月例無料労働相談会(25)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新着情報(13)</li> <li>・イベントカレンダー(12)</li> </ul> <p>②出前無料相談会(7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新着情報(4)</li> <li>・イベントカレンダー(3)</li> </ul> <p>③出前講座(6)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新着情報(6)</li> </ul> <p>④個別労働紛争処理制度周知月間(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新着情報(1)</li> <li>・イベントカレンダー(1)</li> </ul>	回	35	35	40	35			
内容の充実・強化	<p>○ニュースリリース（労働委員会HP）(24)</p> <p>①月例無料労働相談会(13)</p> <p>②出前無料相談会(4)</p> <p>③出前講座(2)</p> <p>④個別労働紛争処理制度周知月間(1)</p> <p>⑤労働相談実績等(2)</p> <p>⑥フリーダイヤル(2)</p>	<p>○ニュースリリース（労働委員会HP）(24)</p> <p>①月例無料労働相談会(13)</p> <p>②出前無料相談会(4)</p> <p>③出前講座(2)</p> <p>④個別労働紛争処理制度周知月間(1)</p> <p>⑤労働相談実績等(2)</p> <p>⑥フリーダイヤル(2)</p>	<p>○ニュースリリース（労働委員会HP）(30)</p> <p>①月例無料労働相談会(13)</p> <p>②出前無料相談会(4)</p> <p>③出前講座(5)</p> <p>④個別労働紛争処理制度周知月間(1)</p> <p>⑤労働相談実績等(2)</p> <p>⑥フリーダイヤル(5)</p>	回	24	24	30	24			

区 分	取 組 内 容			単 位	目 標			実 績 (見 込)			備 考
	28 年度実績 (見込)	29 年度目標	30 年度目標		28	29	30	28	29	30	
労働相談 Q & A の拡充	○労働相談 Q & A の拡充 (労働委員会ホームページ)	○労働相談 Q & A の拡充 (労働委員会ホームページ)	○労働相談 Q & A の拡充 (労働委員会ホームページ)	回	1	1	1	1			年度末に Q & A 更新
<b>2 情報発信の拡充</b>											
マスメディア を活用した情 報発信	○ <b>県広報媒体(30)</b> 労使トラブルの解決(3) ・ラジオ(1) ・ツイッター(2) 月例無料労働相談会(15) ・テレビ(2) ・ラジオ(4) ・ツイッター(9) 出前無料労働相談会(2) ・ツイッター(1) ・コンビニ(1) フリーダイヤル(5) ・ラジオ(2) ・ツイッター(3) 出前講座(5) ・ラジオ(2) ・いわてグラフ(1) ・ツイッター(2)	○ <b>県広報媒体(30)</b> 労使トラブルの解決(3) ・いわてグラフ(1) ・ツイッター(2) 月例無料労働相談会(15) ・テレビ(2) ・ラジオ(4) ・ツイッター(9) 出前無料労働相談会(2) ・ツイッター(1) ・コンビニ(1) フリーダイヤル(5) ・ラジオ(2) ・ツイッター(3) 出前講座(4) ・ラジオ(2) ・ツイッター(2) 個別労働紛争周知月間(1) ・ツイッター(1)	○ <b>県広報媒体(35)</b> 労使トラブルの解決(4) ・いわてグラフ(1) ・ラジオ(1) ・ツイッター(2) 月例無料労働相談会(14) ・テレビ(2) ・ラジオ(4) ・ツイッター(8) 出前無料労働相談会(4) ・ツイッター(2) ・コンビニ(2) フリーダイヤル(6) ・ラジオ(3) ・ツイッター(3) 出前講座(5) ・ラジオ(2) ・ツイッター(3) 個別労働紛争周知月間(2) ・ラジオ(1) ・ツイッター(1)	回	30	30	35	30			※ローソン・イトー ヨーカー堂(チラシ 1,000部)

区 分	取 組 内 容			単 位	目 標			実 績 (見 込)			備 考
	28 年度実績 (見込)	29 年度目標	30 年度目標		28	29	30	28	29	30	
求人誌を活用した情報発信	○ <b>無料広告掲載(12)</b> 岩手・青森・秋田求人情報 Be-Job フリー(毎月1日発行) 4/1・5/1・6/1・7/1・8/1・9/1・ 10/1・11/1[・12/1・1/1・2/1・ 3/1]	○ <b>無料広告掲載(12)</b> 岩手・青森・秋田求人情報 Be-Job フリー(毎月1日発行)	○ <b>無料広告掲載(12)</b> 岩手・青森・秋田求人情報 Be-Job フリー(毎月1日発行)	件	12	12	12	12			発行部数 70,000 部 県内スーパー・コンビニ等
労働委員会独自の方法による情報発信	○ <b>県広報媒体以外の方法による情報発信(3)</b> ・テレビ広告(10月IBC・IAT) ・列車中吊り広告H28.4.~29.4 ・ポケットティッシュ配布によるPR(3回 100個×3) 10/30(久慈市)、11/25(滝沢市) [2月(盛岡市)]	○ <b>県広報媒体以外の方法による情報発信(3)</b> ・新聞広告 ・ポスターの駅貼り広告(IGR・三陸鉄道) ・クリアファイル配付によるPR	○ <b>県広報媒体以外の方法による情報発信(3)</b> ・ラジオ広告 ・バス車内ポスター広告 ・うちわ配付によるPR	件	随時	随時	随時	3 ~ 5 回 ~			印刷物配布状況 ・ポスター・リーフレット 県内関係機関 200 枚 ・チラシ ローソン・イトーヨーカー堂 1,000 部
記者会見の活用	○ <b>プレスリリース(記者会見)(1)</b> 新会長就任記者会見(10/3)	○ <b>プレスリリース(記者会見)(随時)</b>	○ <b>プレスリリース(記者会見)(随時)</b>	回	1	1	1	1			
記者クラブへの投げ込み	○ <b>プレスリリース(記者クラブへの投げ込み)(5)</b> ・新会長就任・(1) ・労働相談の実績(2) (4/25、10/31) ・出前無料労働相談会(3) (6/15、10/13) [2月]	○ <b>プレスリリース(記者クラブへの投げ込み)(5)</b> ・	○ <b>プレスリリース(記者クラブへの投げ込み)(5)</b>	回	5	5	5	5			
出前講座の実施	○ <b>出前講座の実施(8)</b> ①岩手大学(5/2) ②岩手労働局(5/24) ③岩手県立大学(11/25) ④大船渡高校(12/13) ⑤盛岡工業高校(1/20 予定)	○ <b>出前講座の実施(8)</b>	○ <b>出前講座の実施(11)</b>	回	8	8	11	8			

区 分	取 組 内 容			単 位	目 標			実 績 (見 込)			備 考
	28 年度実績 (見込)	29 年度目標	30 年度目標		28	29	30	28	29	30	
	⑥岩手大学 (未定) ⑦労働団体 (見込) ⑧経営者団体 (見込)										
<b>3 労働相談の 充実強化</b>											
労働相談専用 フリーダイヤ ルの運用	○労働相談専用フリーダイヤ ルの運用 平日 8:30～17:15	○労働相談専用フリーダイヤ ルの運用 平日 8:30～17:15	○労働相談専用フリーダイヤ ルの運用 平日 8:30～17:15	—	通 年	通 年	通 年	通 年			
フリーダイヤ ルに対する愛 称の設定	○フリーダイヤル愛称(1) 「労働相談なんでもダイヤ ル 0120-610-797 (ろうどう ゃなく な)」 封筒、e-mail、FAX 等に表 示	○フリーダイヤル愛称(1) 「労働相談なんでもダイヤ ル 0120-610-797 (ろうどう ゃなく な)」	○フリーダイヤル愛称(1) 「労働相談なんでもダイヤ ル 0120-610-797 (ろうどう ゃなく な)」	—	通 年	通 年	通 年	通 年			
関係機関と合 同による無料 労働相談会の 実施	○関係機関との合同労働相談 会 (1) 岩手労働局等と合同で実施、 アイーナ (10/2)	○関係機関との合同労働相談 会 (1)	○関係機関との合同労働相談 会 (2)	回	1	1	2	1			
経営者を対象 とした労働相 談の強化	○経営者を対象(1)	○経営者を対象(1)	○経営者を対象(1)	回	1	1	1	1			
委員による月 例無料労働相 談会の実施	○月例無料相談会の実施 (12) ・ 月 1 回、原則第 4 金曜日 (委員 室) 4/22・5/20・6/24・7/22・ 8/26・9/16・10/21・11/25 [12/22・1/27・2/24・3/24] ・相談時間 1 人 45 分以内 (先 着 2 名) ・相談員 公労使委員 3 名 1 組	○月例無料相談会の実施 (12)	○月例無料相談会の実施 (12)	回	12	12	12	12			
委員による出 前無料労働相 談会の実施	○出前無料労働相談会(12) ①6/19 (日) 北上市 ②6/25 (土) 奥州市、宮古市 ③6/26 (日) 大船渡市、二戸市	○出前無料労働相談会(12)	○出前無料労働相談会(12)	回 地 区	3 12	3 12	3 12	3 12			

区 分	取 組 内 容			単 位	目 標			実 績 (見 込)			備 考
	28 年度実績 (見込)	29 年度目標	30 年度目標		28	29	30	28	29	30	
	④10/2 (日) 盛岡市 ⑤10/16 (日) 釜石市、一関市 ⑥10/30 (日) 遠野市、久慈市 ⑦[2/26 (日) 盛岡市] ⑧[3/4 (土) 大船渡市]										
<b>Ⅱ 資質の向上・体制の充実を図る取組</b>											
<b>1 手続見直し、簡素化等</b>											
個別あっせんの進め方の簡素化	○平成 28 年 (個) 第 1 号あっせん事件 申請：2/24 事務局調査：-(一日) あっせん員指名：3/10 ○平成 28 年 (個) 第 2 号あっせん事件 申請：4/8 事務局調査：4/13 (5 日目) あっせん員指名：4/25 ○平成 28 年 (個) 第 4 号あっせん事件 申請：10/11 事務局調査：10/25 (14 日目) あっせん員指名：11/2	○平成 29 年 (個) 第号あっせん事件	○平成 30 年 (個) 第号あっせん事件	-	随 時	随 時	随 時	-			・手続見直し、簡素化に基づき実施した事件を記載
不当労働行為の審査の目標期間の達成	○両磐酒造 (不利益取扱い) 事件 目 標 1 年 実 績 1 年 1 か 月	○▲▲事件	○▲▲事件	通 年	通 年	通 年	通 年	超 過			
現地あっせん・夜間あっせんの実施	○現地あっせん等 (1) 現地あっせん (0) (参考) ・夜間あっせん ・盛岡市 (11/14) 平成 28 年 (個) 第 4 号個別労	○現地あっせん等	○現地あっせん等	-	随 時	随 時	随 時	- 夜 間 1 件			○要望に応じて実施

区分	取組内容			単位	目標			実績(見込)			備考
	28年度実績(見込)	29年度目標	30年度目標		28	29	30	28	29	30	
	働関係紛争あつせん事件										
<b>2 委員及び職員 の資質向上</b>											
三者研修会	○三者研修会(21)	○三者研修会(19)	○三者研修会(19)	回	21	19	19	55			
(1)ブロック総 会等議題勉 強会	①ブロック総会勉強会(1)(4/22) ②ブロック研修会勉強会(3) (7/22・9/16・10/21)	①ブロック総会勉強会(1) ②ブロック研修会勉強会(1)	①ブロック総会勉強会(1) ②ブロック研修会勉強会(1)	回	4	2	2	4			
(2)ブロック 協議会研修 会	③ブロック研修会(1) 盛岡市(10/27~28)	③ブロック研修会(1)	③ブロック研修会(1)	回	1	1	1	1			
(3)審査・あつ せん等終結 事案研修会	○審査・あつせん等終結事案研修 会(5) ・平成28年(個)第1号事件(5/20) ・平成28年(個)第2号事件(6/24) ・平成27年(不)第1-2号事件 (10/21) ・平成28年(個)第4号事件 [12/22] ・平成28年(不)第1号事件、平 成28年(不)2号事件、平成28 年(不)3号事件[予定]	○審査・あつせん等終結事案研修 会(随時)	○審査・あつせん等終結事案研修 会(随時)	回	随 時	随 時	随 時	5			
(4)委員による 講話(外部講 師も可)	○講話(3) ・委員講話 6/24 使用者委員 1/27 労働者委員 2/24 公益委員	○講話(3)	○講話(3)	回	3	3	3	3			
(5)外部講師に よる講話	○外部講師(労働基準部監督課 専門監査官)11/25(1)  平成27年度「過重労働解消キャ ンペーン」の重点監督の実施結	○外部講師による講話(1回)	○外部講師による講話(1回)	回	1	1	1	1			

区 分	取 組 内 容			単 位	目 標			実 績 (見 込)			備 考
	28 年度実績 (見込)	29 年度目標	30 年度目標		28	29	30	28	29	30	
(6) 労働相談の概要に係る定例総会での報告	果について ○労働相談の概要に係る定例総会での報告 (毎月) <u>(12)</u>	○労働相談の概要に係る定例総会での報告 (毎月)	○労働相談の概要に係る定例総会での報告 (毎月)	回	12	12	12	12			
委員派遣研修等	○委員派遣研修等(9) ①公労使委員合同研修会(1) (9/1~2 東京都) ②中労委専門研修(個別)(3) (12/1~2 東京都) ③個別労働紛争解決研修(3) 応用研修 10/14~15 仙台市、 1/13~14 東京都 ④労使関係セミナー(2) (11/7 福島市)	○委員派遣研修等(8)	○委員派遣研修等(8)	名	8	8	8	9			
事務局職員派遣研修	○事務局職員派遣研修(9) ①労働委員会事務局職員中央研修(3) ②労働委員会事務局職員専門研修(1) ③個別紛争専門研修(1) ④個別紛争応用研修(0) ⑤労使関係セミナー(2) 11/7 福島市 ⑥労働契約等解説セミナー(2) 7/13 盛岡市、11/9 盛岡市	○事務局職員派遣研修(9)	○事務局職員派遣研修(9)	回	9	9	9	9			
事務局研究会	○事務局研究会(1) ①労働法勉強会(10) (4/5~20、10回)	○事務局研究会(1)	○事務局研究会(1)	回	1	1	1	10			
事務局職員研修	○事務局職員研修(5) ①局長による講話(2) (7/27、11/30)	○事務局職員研修(5)	○事務局職員研修(5)	回	5	5	5	5			



区分	取組内容			単位	目標			実績(見込)			備考
	28年度実績(見込)	29年度目標	30年度目標		28	29	30	28	29	30	
	②課長等による講話及び 専門研修等報告研修(3)										
<b>Ⅲ 関係機関と連携する取組</b>											
関係機関と合同による無料労働相談会<再掲>	○関係機関との合同労働相談会(1) 岩手労働局等と合同で実施、アイーナ(10/2)<再掲>	○関係機関との合同労働相談会(1)	○関係機関との合同労働相談会(2)	回	1	1	2	1			
知事部局や労働局主催の会議への参加	○会議への参加(4) ①就業支援員担当者情報交換会(1)(4/21) 労働相談マニュアル、無料労働相談会、フリーダイヤルを周知 ②岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会(1)(6/23) ③岩手労働局との合同研修(2) 労働相談に関するロールプレイング研修(5/24、10/21)	○会議への参加(4)	○会議への参加(4)	回	4	4	4	4			
岩手労働局と個別あっせんでの連携強化	○岩手労働局との連携強化 岩手労働局の紛争調整委員会のあっせんが打切りになった場合、岩手労働局は労働委員会のあっせん制度について紹介4件(平成28年(個)第1号あっせん事件、平成28年(個)第2号あっせん事件、平成28年(個)第3号あっせん事件、平成28年(個)第4号あっせん事件)	○岩手労働局との連携強化	○岩手労働局との連携強化	回	継	継	継	4			

(注) 28年度実績欄は、28年11月末実績を記入、29年以降は見込で記載している。

# 職場のトラブルで 悩んでいませんか。

ひとりで悩まず、  
まずはご相談ください。

買下げ  
突然の解雇  
配置転換  
雇止め  
パワハラ

**解決**

無料  
秘密厳守

簡易  
迅速

中立  
公正

経験豊富な労働委員会の委員が、きめ細やかな支援により、  
労使のトラブルの解決をサポートします。  
労働委員会は、中立公正な岩手県の行政機関です。  
公益委員（弁護士、大学教授など）、労働者委員（労働組合役員など）、使用者委員（企業幹部など）

労働相談なんでもダイヤル ろうどうでなくな  
電話相談 (通話無料)  
0120-610-797  
【平日8:30~17:15】

「月例無料労働相談会」「出前無料労働相談会」も開催しています。予約・問合せ：0120-610-797 [岩手県労働委員会](#) [検索](#)  
\*詳しくはホームページで

**平成28年度開催日程**  
◎月例無料労働相談会（県庁11階）  
4/22・5/20・6/24・7/22・8/26・9/16・10/21・11/25・12/22・1/27・2/24・3/24  
◎出前無料労働相談会（県内12地区）  
6/19北上、6/25奥州・宮古、6/26大船渡・二戸、10/2盛岡、10/16釜石・一関、10/30遠野・久慈、2/26盛岡、3/4大船渡  
※都合により一部変更させていただく場合がありますので、ご了承ください。

**岩手県労働委員会** 盛岡市内丸10-1 岩手県庁11階  
Tel 019-629-6276

---

---


岩 手 県 労 働 委 員 会 年 報  
(平成28年版)

平成29年3月発行

編 集 ・ 発 行 岩 手 県 労 働 委 員 会 事 務 局  
(〒020-8570) 盛岡市内丸10番1号

T E L 019 (629) 6271・6275 (総務担当)

019 (629) 6276・6277 (審査・調整担当)

フリーダイヤル  0120-610-797 (ろうどうでくな)

F A X 019 (629) 6274

ホームページ <http://www.pref.iwate.jp/iinkai/roudou/index.html>

---

---